

加盟店 各位

株式会社ジャックス

「反社会的勢力との関係遮断」に関するご案内

2014年6月の「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」の改正により、クレジット会社に契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入徹底が義務付けられました。

これに伴って、貴社と締結いたしました加盟店契約についても、下記の「反社会的勢力との関係遮断」に関する条項を適用させていただきますので、ご確認いただきご了承を賜りますようお願い申し上げます。

尚、暴力団排除条項導入済みの契約書等をすでに締結いただいております加盟店様につきましては、ご案内させていただく内容が重複しますことをご容赦願います。

記

【反社会的勢力との関係遮断に関する条項】

1. 加盟店（以下「甲」といいます。）及び株式会社ジャックス（以下「乙」といいます。）は、自己及び自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧前各号の共生者
 - ⑨そのた前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為

③取引に関して、脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 乙は、甲が前二項に定める事項に違反している疑いがあると認めた場合には、甲に対して、当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提出を求めることができ、甲はこれに応じるものとします。また、この場合は、甲乙間のクレジットカード加盟店契約（以下「本契約」といいます。）に基づく乙の提供するクレジットカードによる信用販売制度（以下「本制度」といいます。）の取り扱いを一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、甲は、乙が取引再開を認めるまでの間、本制度の取り扱いを行うことができないものとします。
4. 甲又は乙が、第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は甲が前項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をしたことが判明した場合のいずれかであって、取引を継続することが不適切であると相手方が認めるときには、相手方は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、当該甲又は乙は当然に期限の利益を失うものとし、相手方に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
5. 甲又は乙は、前項の規定により、相手方に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。但し、第3項の規定により、甲に損害等が生じた場合には、甲は、当該損害等について乙に請求をしないものとします。
6. 甲又は乙が、第4項の規定に基づき本契約を解除された場合でも、相手方に対する未払債務があるときは、当該未払債務が完済されるまでは本契約に規定する関連条項が適用されるものとします。

以上